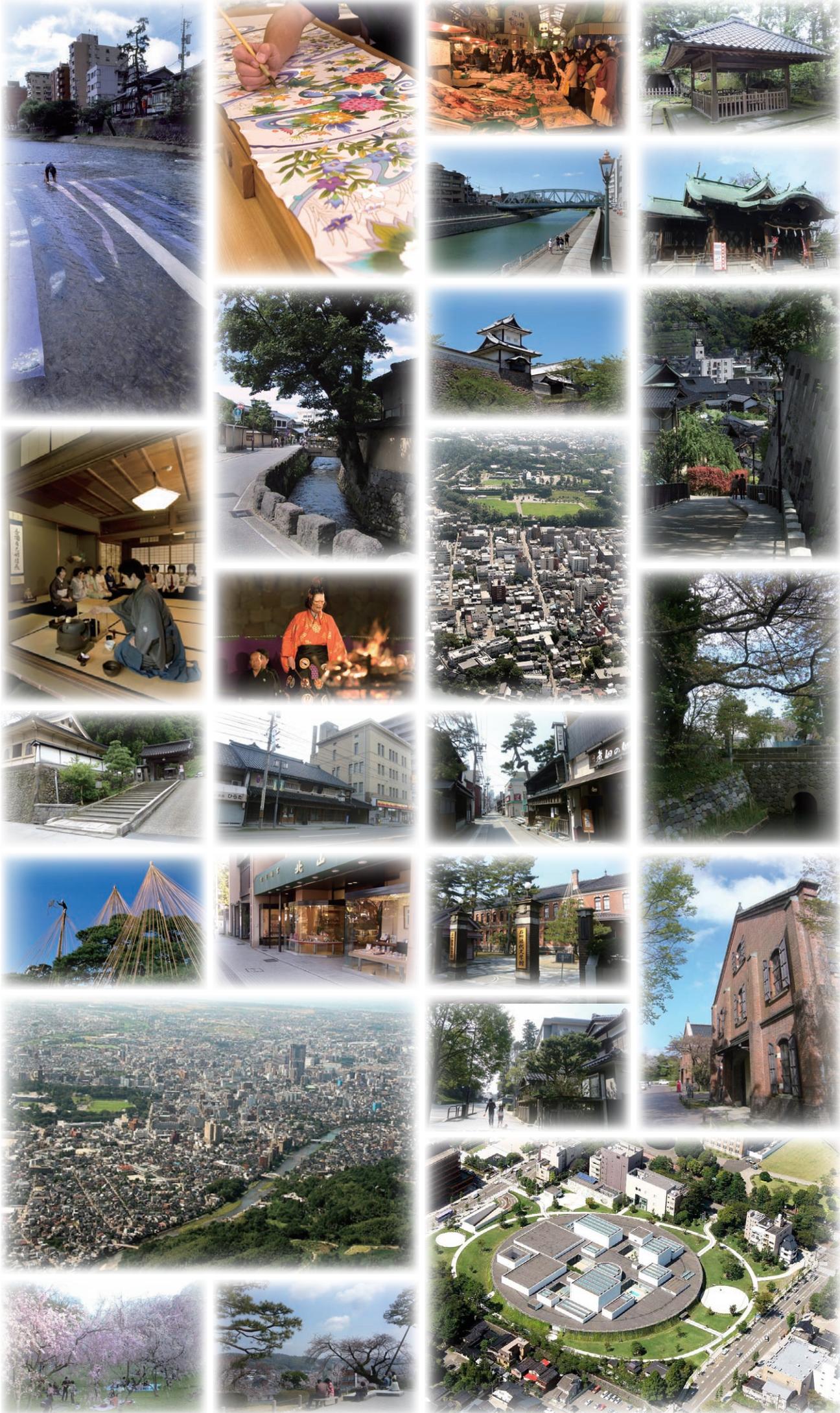


重要文化的景観 (平成二十二年二月二十二日 国選定)

金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化



きらめく城下のまち・金澤

金沢市

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」とは

藩政期から受け継がれる歴史的な町並みや景観

非戦災都市である金沢市には、藩政期に計画的に形成された城下町の面影が残り、良好な景観を醸し出しています。

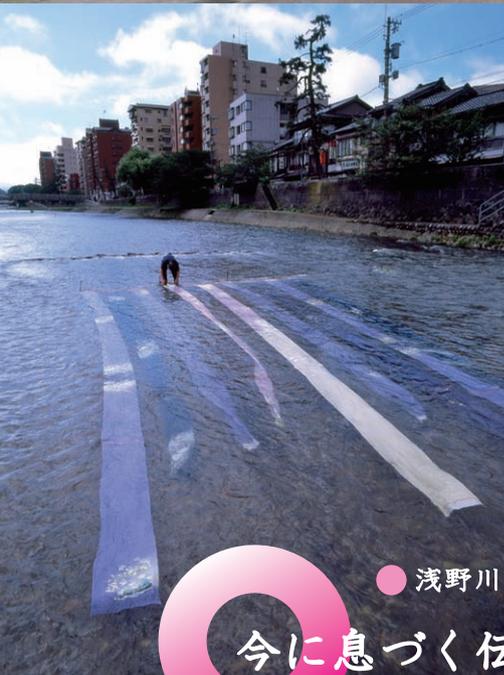


● 尾張町商店街の町並み

● 大野庄用水

藩政期から育まれてきた生活様式

金沢市民の生活の中には、茶道や能をはじめとする「嗜み」の文化が、現在も市民の生活に息づいています。



● 浅野川での友禅流し



● 茶会



● 近江町市場の賑わい

今に息づく伝統文化や伝統工芸

金沢市には藩政期から継承されてきた伝統文化や伝統工芸が多く残り、市民の生活の中に息づいています。



● 兼六園の雪吊り

金沢のはじまり

城下町金沢

都市形成

伝統文化

金沢の 文化的景観

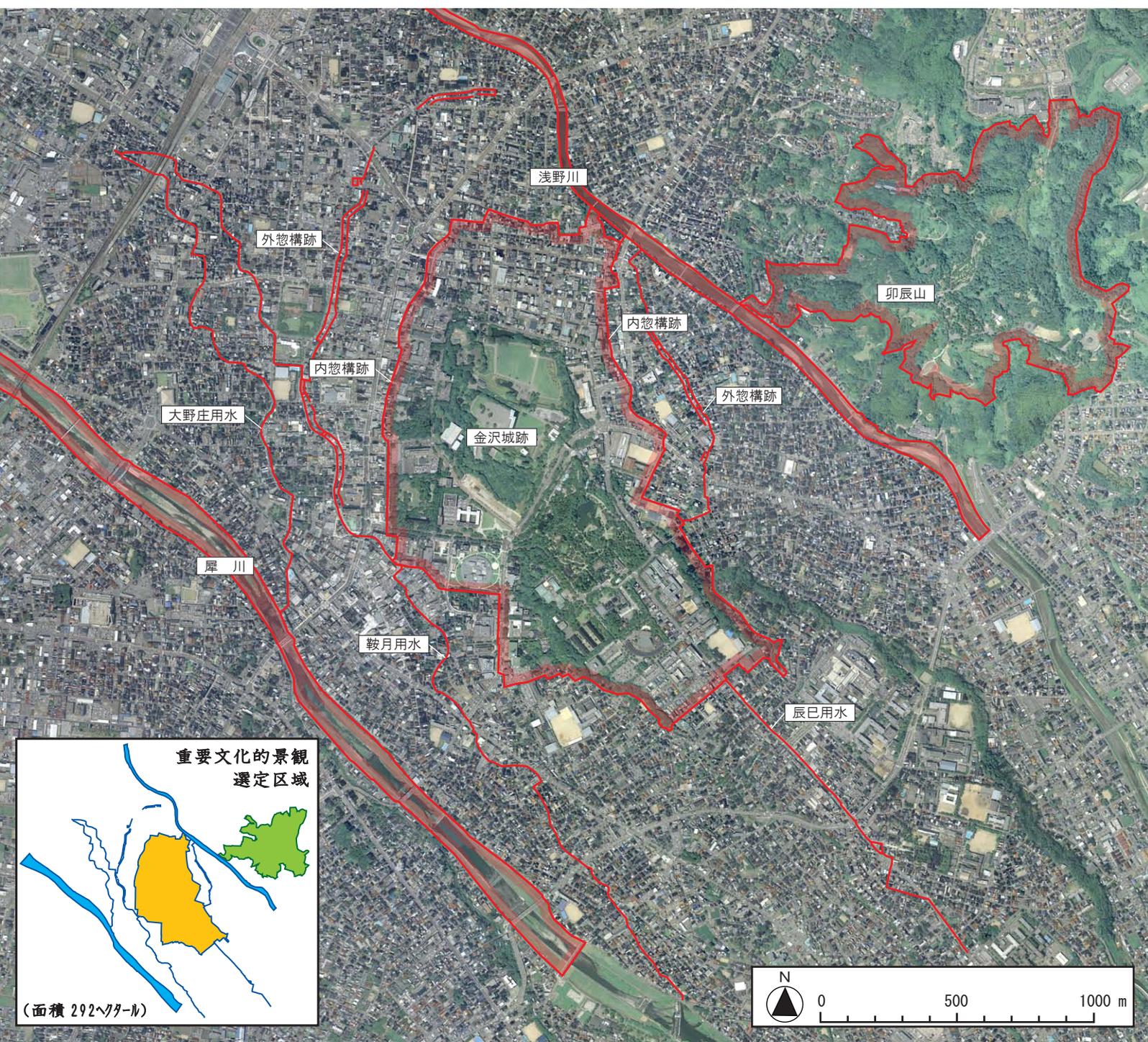
現在の金沢の市街地は、金沢御堂の門前に形成された寺内町を始まりとし、その後形成された近世城下町を基盤としています。

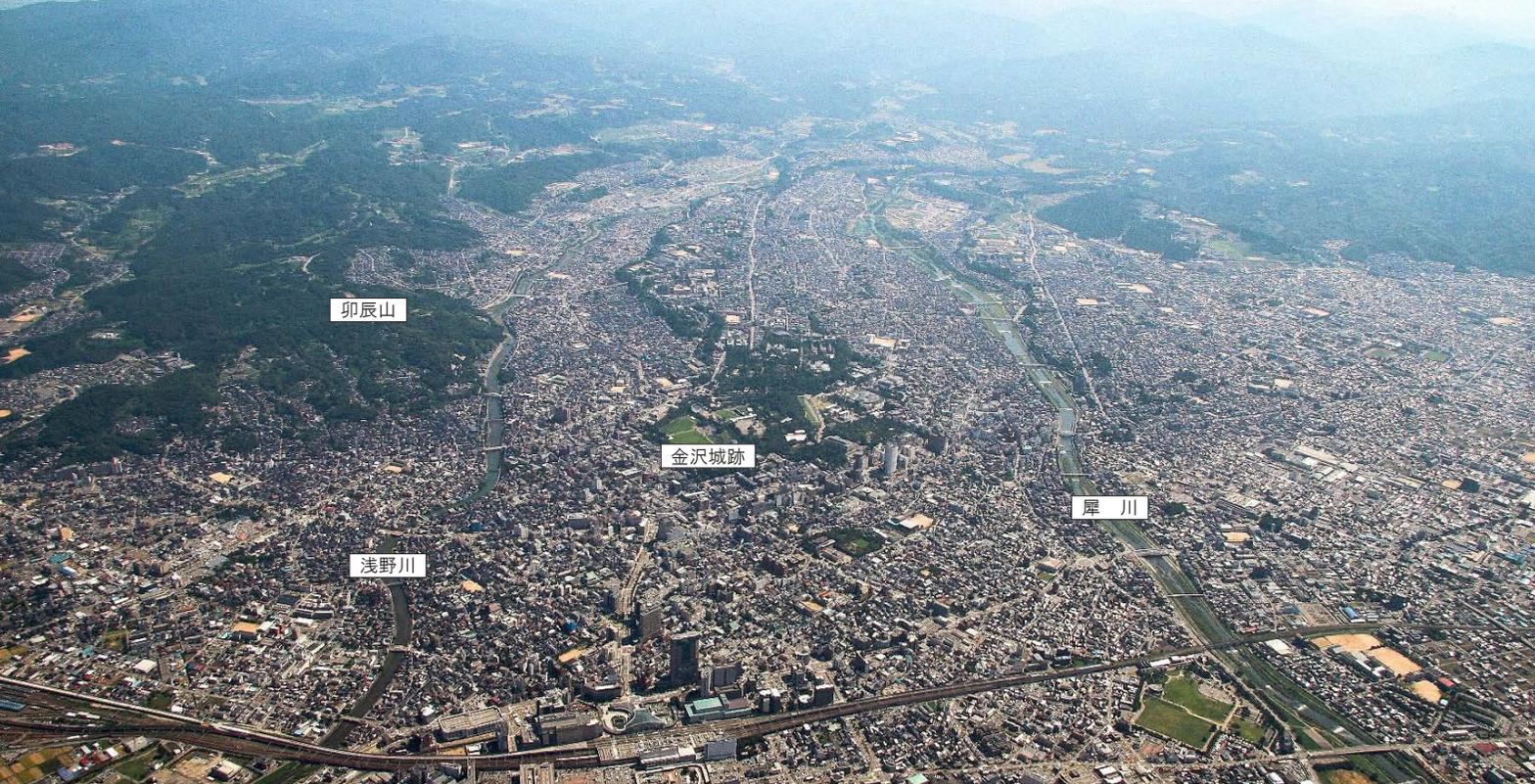
城下町金沢は、寛文・延宝期（1661～81）にほぼ完成し、その形態は当時の城下町絵図で確認することができます。

城下町絵図に示される街路網は小路に至るまで現状にほぼ一致し、城下町の町割や用水路は現在の市街地の街路や街区の構造を決定しています。

藩政期は、三代藩主前田利常、五代綱紀によって漆工、金工、陶芸などの制作が奨励され、御細工所おさいくしよを設けて工芸品の芸術的な技術水準が高められましたが、これらの多くは明治以降に旧藩士たちによって商業化され、現在も金沢の主要な生業となっています。

このように、「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、城下町の都市構造を現在まで継承し、街路網や用水路等が現在の都市景観に反映されているのみならず、城下町が醸成した伝統と文化による生活文化や生業を中心とした伝統工芸等の店舗が独特の限界性を生み出す貴重な文化的景観であるといえます。





卯辰山

金沢城跡

犀川

浅野川

北

金沢の都市形成と伝統文化

中世

天文15年(1546) 金沢御堂成立・寺内町の形成

近世

天正8年(1580) 佐久間盛政が金沢御堂を攻略

天正11年(1583) 初代藩主前田利家が金沢城に入城

慶長4年(1599) 内惣構の構築

17世紀中 三代利常・五代綱紀による大規模な城下整備

産業振興と文化発展に尽力

慶長15年(1610) 外惣構の構築

寛永8年(1631) 金沢大火

寛永9年(1632) 辰巳用水の構築

宝暦9年(1759) 金沢大火

寛政11年(1799) 金沢大地震

近代

明治～

明治8年(1875) 歩兵第七連隊を金沢城内に設けた

(明治29年(1896)には第九師団となる)

明治20年(1887) 第四高等中学校開校(のちの第四高等学校)

明治31年(1898) 北陸線開通

大正8年(1919) 市内電車開通

(昭和42年(1967)廃止)

現在

藩政期の文化を継承
城下町のたたずまいを守りながらまちづくりを行う



浅野川

卯辰山

内惣構

内惣構

大野庄用水

外惣構

金沢城

犀川

鞍月用水

辰巳用水

これまでの景観保全の取組み

これまで金沢市は、全国の自治体に先駆けて美しい自然と歴史的なまちなみの保存を目的とする伝統環境保存条例を昭和43年に制定し、平成元年にはこの条例を発展・継承させた景観条例を制定するなど、景観の保全に努めてきました。

また、こまちなみ保存条例など独自の条例を制定し、金沢の個性豊かな美しい景観を守ってきました。

景観保全の取組み（条例を制定した年）

昭和43年	伝統環境保存条例
昭和52年	伝統的建造物群保存地区保存条例
平成元年	景観条例
平成6年	こまちなみ保存条例
平成7年	屋外広告物条例
平成8年	用水保全条例
平成9年	斜面緑地保全条例
平成14年	寺社風景保全条例
平成17年	沿道景観形成条例
平成17年	夜間景観形成条例



こまちなみの保存



用水の保全



斜面緑地の保全



寺社風景の保全

景観条例の制定と文化的景観保護の取組み

景観法の制定に伴い、金沢市では景観条例を制定しました。さらに、景観行政と文化財行政の連携により、文化的景観を保護するための取組みも進めてきました。

景観行政（景観法）

国：平成16年に景観法を制定。

市：平成21年3月に景観法に基づく景観条例を制定。さらに条例に基づく景観計画を策定し、その中で旧城下町区域等を「**文化的景観**」区域として位置づけ、その保全、継承を図ることとしました。

連携

文化財行政（文化財保護法）

国：平成16年に文化財保護法を改正し、文化財として「**文化的景観**」を創設。

市：平成19年より文化的景観保存調査を開始し、平成22年2月に国から**重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」**の選定を受けました。

これからの取組み

金沢市では、重要文化的景観の選定がされたことにより、金沢の都市景観が文化財として価値づけされたことを踏まえ、歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりを一層推進します。

文化的景観保護の意義

藩政期に由来する金沢固有の文化が映し出された景観を、後世に継承するとともに、市民生活の中に今もなお息づいている伝統文化や伝統技術など、高い文化の質を維持、発展させることにより、城下町金沢の個性や魅力をさらに磨き、高めて行きます。

重要文化的景観の保存に関する基本方針

<保存管理>

- 城下町に由来する用水や街路など都市構造の継承
- 藩政期以来時代に応じ、変容しながらもシンボル性の高い空間の保持
- 美しい自然や風土の保全

<整備活用>

- 都市の個性と魅力を向上させる整備事業の推進
- 多様な文化活動における城下町空間の積極的利用
- 金沢らしい美意識と技術の研鑽
- 個々の街区の特徴を活かすための支援・誘導



文化的景観とは

「文化的景観」とは、風土に根ざして営まれてきた人々の生活や生業のあり方を表す景観地のことをいいます。文化的景観は、私たちが自然や風土と共生する中で育んできた原風景ともいえるものです。山間や海辺の農山漁村、あるいは町場の商店街や都市のまちなみなど、身近にある何気ない風景の中には、地域の生活・生業に根ざした景観が数多く存在しています。こういった景観の文化的な価値を評価し、地域で守り受け継ぐために「文化的景観」の保護が必要です。

文化的景観は、平成16年の文化財保護法の改正に伴い、新たな文化財の種類として位置づけられ、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定する制度が整えられました。平成26年3月現在、全国で43件がこの重要文化的景観に選定されています。文化的景観の保護制度は、魅力ある地域づくりの推進や地域コミュニティの活性化など、地域の誇りを次世代へと継承する新たな制度として期待されています。



ゆすみずがうら
遊子水荷浦の文化的景観（愛媛県宇和島市）
- 平成19年7月選定 -



宇治の文化的景観（京都府宇治市）
- 平成21年2月選定 -

国の文化財保護の体系

